

議案第89号 交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案書41P～44P

1. 条例改正の目的

国において、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法を含む関係法令が改正され、水道整備・管理行政に関する事務が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるとともに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しが行われたことに伴い、本市条例においても同様の改正を行う。

2. 条例改正の内容

(1) 資格要件の見直しに係る改正

布設工事監督者や水道技術監督者の確保のため、第3条及び第4条に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、学歴及び学科要件における「土木工学科(土木科)」以外の課程の追加、実務経験年数の要件の見直し等に係る改正を行う。

(2) 水道整備・管理行政に関する事務の移管に伴う改正

水道整備・管理行政に関する事務が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

3. 施行日

(1) 令和7年4月1日

(2) 公布の日

4. 関連Webサイト : https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo04_hh_000134.html

【国土交通省HP】生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年12月定例会

	議案第89号 交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	政策等の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めることを目的とする。	他市においても、同様の改正が実施される予定。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
国において、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法を含む関係法令が改正され、水道整備・管理行政に関する事務が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるとともに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しが行われたことに伴い、本市条例においても同様の改正を行うもの。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年5月26日 水道法の一部改正を含む「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が公布 令和6年3月29日 水道法施行令の一部改正を含む「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」及び水道法施行規則の一部改正を含む「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係令の整理等にする省令」が公布 	まちづくりの目標	目 標	4みんながつどい交流し、活力が生まれるまち		
	政策分野または経営方針	分野・方針	21上水道・下水道		
	施策	施 策	安全で安定した上水道事業の推進		
〈市民参加の状況〉	○その他の計画（該当する場合のみ）				
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
〈政策等の実施時期〉	令和7年4月1日（ただし、一部は公布の日）				
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	水道局	総務課	有 ・無（新旧対照表他）		

交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、<u>修了した後。次号において同じ。)</u>、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程</u>において<u>衛生工学若しくは水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれ</u>に相当する課程において<u>衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、<u>終了した後</u>)、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

新	旧
<p>に限る。)</p> <p>(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(5) <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(7) <u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(8) <u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業者にあつ</u></p>	<p>_____</p> <p>(4) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校_____</u> _____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>(5) <u>10年以上水道_____</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>(6) <u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道_____</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p>

新	旧
<p>ては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程_____に相当する課程_____を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者</p>

新	旧
<p>が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の</u></p>	<p>が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目_____を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、前条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、前条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、前条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、前条第1号に規定する学校の</u></p>

新	旧
<p>卒業者については5年以上、<u>同条第3号</u>に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあつては、<u>修了した者</u>。次号において同じ。）については7年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）</u>であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>卒業者については5年以上、<u>前条第3号</u>に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあつては、<u>修了者</u>。次号において同じ。）については7年以上、<u>前条第4号</u>に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>前条第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>